

議題 1 令和 3 年度 大阪市国民健康保険事業にかかる諮問について

【諮問事項 1】 国民健康保険料の基礎賦課額等の賦課割合について

(1) 内容

令和 3 年度の国民健康保険料の基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額について、所得割 46%、被保険者均等割 31%、世帯別平等割 23%とする。

併せて、介護納付金賦課額の賦課割合を所得割 46%、被保険者均等割 47%、世帯別平等割 7%とする。

(2) 理由

平成 30 年度からの国民健康保険の都道府県単位化に伴い、条例本則に規定する府内統一保険料率に 6 年間でなだらかに移行するよう、条例附則で賦課割合を設定する。

(3) 実施予定時期

令和 3 年 4 月 1 日

令和6年度に以下のとおりの府内統一保険料率とし、府内のどこにお住まいでも、
「同じ所得、同じ世帯構成」であれば、「同じ保険料額」へ

① 保険料・税の区分・・・・・・・・保険料

※令和2年度時点では、府内43市町村のうち、41市町村が「保険料」、
 2市町村が「保険税」として賦課。

② 賦課方式及び賦課割合・・・・・・・・○医療分・後期高齢者支援金分：3方式

平等割：均等割：所得割 = 22：33：45

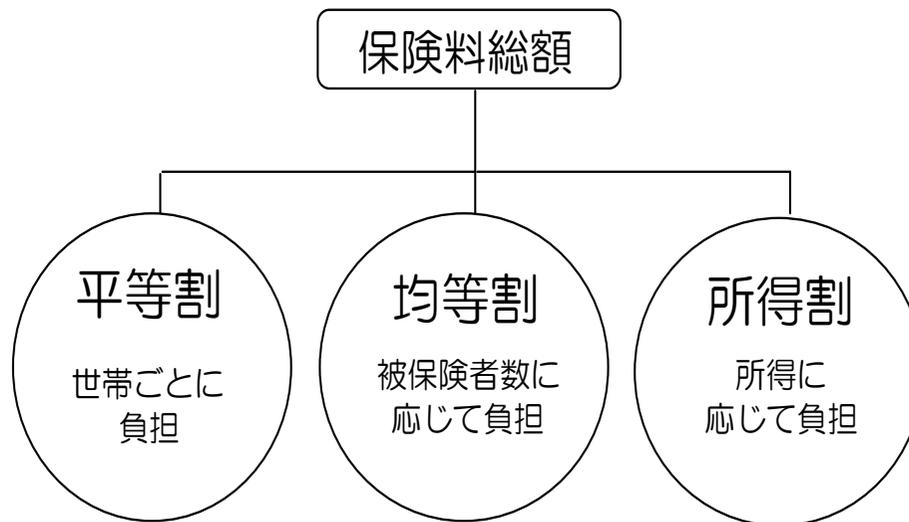
※全国平均の所得水準との比較により所得割を算出し、平等割と均等割は
 所得割以外の部分を4：6の割合で按分し算出する。

○介護分：2方式

均等割：所得割 = 55：45

③ 賦課限度額・・・・・・・・国保施行令改正の翌年度に反映

(令和3年度は医療分63万円・後期高齢者支援金分19万円・介護分17万円)



《医療分・後期高齢者支援金分》

《介護分》

	[大阪市]	[府基準]
	令和3年度	
平等割	23%	22%
均等割	31%	33%
所得割	46%	45%

	[大阪市]	[府基準]
	令和3年度	
平等割	7%	—
均等割	47%	55%
所得割	46%	45%

令和6年度の府内統一保険料率に向けてなだらかに移行

諮問 1-③

賦課割合の移行措置（令和6年度の府内統一保険料率に向けてなだらかに移行）

○医療分・後期高齢者支援金分の賦課割合の変更に伴う移行措置

- 平等割から均等割へ毎年1%ずつ移行。
- 所得割は全国比較による割合で毎年変動するため、当面、現行の46%で固定し、最終年度で調整。

○介護分の平等割を廃止し、所得割と均等割の2方式とする移行措置

- 平等割から均等割へ毎年5%ずつ移行。
- 所得割は上記と同様に、現行の46%で固定し、最終年度で調整。

医療分・後期高齢者支援金分

	1年目		2年目		3年目		4年目		5年目		6年目	
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5					
平等割	27	26	25	24	23	22	22					
増減		▲1	▲1	▲1	▲1	▲1	—					
均等割	27	28	29	30	31	32	33					
増減		1	1	1	1	1	1					
所得割	46	46	46	46	46	46	45					
増減		—	—	—	—	—	▲1					
合計	100	100	100	100	100	100	100					

介護分

	1年目		2年目		3年目		4年目		5年目		6年目	
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5					
平等割	27	22	17	12	7	2	—					
増減		▲5	▲5	▲5	▲5	▲5	▲2					
均等割	27	32	37	42	47	52	55					
増減		5	5	5	5	5	3					
所得割	46	46	46	46	46	46	45					
増減		—	—	—	—	—	▲1					
合計	100	100	100	100	100	100	100					

【諮問事項 2】 国民健康保険料の賦課限度額の改定について

(1) 内容

国民健康保険料の基礎賦課額の世帯当たり賦課限度額について、現行の 61 万円を 63 万円に改める。

国民健康保険料の介護納付金賦課額の世帯当たり賦課限度額について、現行の 16 万円を 17 万円に改める。

(2) 理由

府内統一保険料率と同基準とし、中間所得者層の保険料負担の緩和を図る。

(3) 実施予定時期

令和 3 年 4 月 1 日

諮問 2

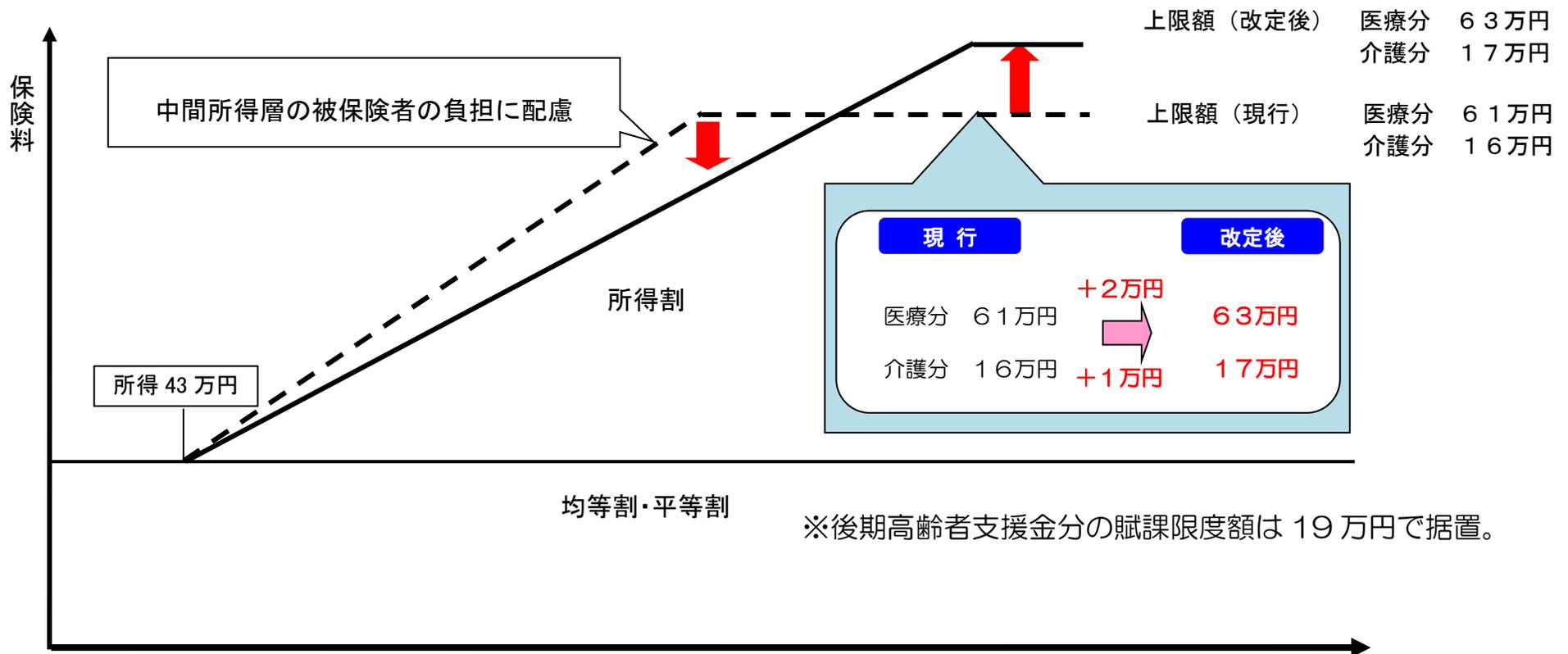
賦課限度額の改定

○ 国において、中間所得者層の保険料負担の緩和を図るため、令和2年度に医療分保険料の賦課限度額2万円の引き上げ及び介護分保険料の賦課限度額1万円の引き上げが行われた。

大阪府においては、令和3年度の府内統一保険料率の算定にあたり、賦課限度額を国基準に合わせた。

大阪市においても、府内統一保険料率と同基準とするため、令和3年度より改定を行う。

<保険料のイメージ図>



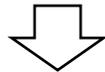
令和3年度 大阪市国民健康保険料率改定の考え方について

(1) 保険料率改定の考え方

平成30年度からの国保の都道府県単位化により、大阪府が算定する「事業費納付金」及び「標準保険料率」に基づき、「府内統一保険料率」となるよう改定する。(令和5年度まで6年間の経過措置あり)

(2) 令和3年度保険料率算定(案)

- 大阪府の算定では、一人当たり平均保険料は▲2%
- 一方、令和元年度から実施している激変緩和措置(任意繰入)の残額が26億円

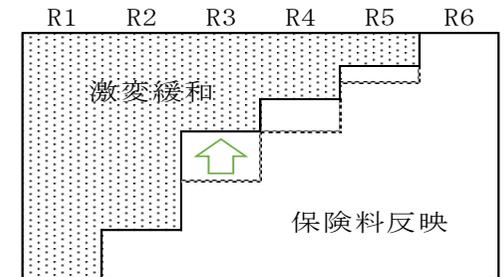


- 大阪府の算定では▲2%のところ、一人当たり平均保険料を据え置くことにより、任意繰入の解消を図る(▲12億円)

	R2		R3	
一人当たり平均保険料	140,488円	→	140,488円	(据置)
《内訳》				
医療分+支援金分	108,595円	→	109,400円	(+805円)
介護分	31,893円	→	31,088円	(▲805円)

(参考) 激変緩和措置の逡減イメージ

- 令和元年度保険料は府算定の結果、約6%の改定幅となり、約34億円の任意繰入により1人当たり平均保険料を据置き。
- 令和6年度の府内統一保険料率に向け、激変緩和措置の段階的な解消が必要。



今後、市会にてご議論いただき決定させていただく。